

訓練・生活支援給付の支給申請をする受講者に関する手続きの流れ(1)

緊急人材育成支援事業による「訓練・生活支援給付」（給付）の支給申請について、受講者からの申請書等の取りまとめ、受講者の出欠状況の報告等を実施機関に行っていただきますので、手続きを適切に行うようお願いいたします。

訓練の開始

- ◆ 訓練開始日にハローワークに給付の受給資格認定申請をした受講者を確認してください。
- ◆ 該当する受講者に次の書類を渡して、記載・提出させてください。
 - ① 訓練・生活支援給付支給申請書
 - ② 委任状
- ◆ また、「訓練・生活支援給付受給資格者証」を提出させてください。

※訓練開始日に「訓練・生活支援給付受給資格者証」がまだ届いていない受講者については、その旨をハローワークへの報告の際、担当者に報告してください。

■この提出が遅れると、支給が遅れることとなりますので、訓練開始日後、速やかにハローワークに報告してください。

「訓練・生活支援給付支給申請確認報告書【第1回目報告】」（「確認報告書」）に必要事項を記載し、受講者から提出された書類とともに、ハローワークに持参してください。

ハローワークによる確認（確認印を押印）

- ◆ 次の書類を所定の封筒で、中央職業能力開発協会に送付してください。
 - ① 確認報告書【第1回目】
 - ② 訓練・生活支援給付支給申請書
 - ③ 委任状
- ◆ 訓練・生活支援給付受給資格者証は、本人に返却してください。

■受講者に渡す書類や封筒が不足した場合は、中央職業能力開発協会にご連絡ください。

中央職業能力開発協会では審査後、支給を決定し、申請者の銀行口座に支給額を振込み

訓練・生活支援給付の支給申請をする受講者に関する手続きの流れ(2)

◆(1)以降は、毎月、支給申請をする受講者の算定基礎月に係る訓練が終了すること（ただし、最終の支給申請は、算定基礎月の次の月の訓練を実施した日が10日となった日以降）に、該当する受講者に次の書類を渡して、記載・提出させください。

- ① 訓練・生活支援給付支給申請書
- ② 誓約書（被扶養者の有無などに異動がある者は、それがわかる書類を提出）

◆また、「訓練・生活支援給付受給資格者証」を提出させてください。

■この提出が遅れると、支給が遅れますので、毎月、支給申請をする各受講者の算定基礎月の訓練が終了することに、速やかにハローワークに報告してください。

「訓練・生活支援給付支給申請確認報告書【第2回目以降報告】」（「確認報告書」）に必要事項を記載し、受講者から提出された書類とともに、ハローワークに持参してください。

ハローワークで確認（確認印を押印）

次の書類を所定の封筒で、中央職業能力開発協会に送付してください。

- ① 確認報告書【第2回目以降】
- ② 訓練・生活支援給付支給申請書
- ③ 誓約書（異動がある者は、それがわかる書類）

中央職業能力開発協会では審査後、支給を決定し、申請者の銀行口座に支給額を振込み

訓練・生活支援給付の支給申請時期(例)

例えば、3か月の訓練を実施する場合、標準的な受講者（訓練開始日前に訓練・生活支援給付の受給資格認定を行った受講者）については、次の時点が支給申請の手続きを行っていただくときになります。

